

老人の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	新潟県
3. 市区町村名	田上町
4. 届出番号	7
5. 独自利用事務の事例番号	94-1 : 高齢者等の医療費助成に関する事務

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第三十四条で定めるもの	老人の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表の項	100	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	132	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		田上町番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年12月15日条例第26号）別表第1 第5の項 老人の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第1条	田上町老人医療費助成に関する条例（昭和58年1月26日条例第2号）第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、（加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等）について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の（保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを）を目的とする。	この条例は、（老人）の（保健及び福祉の向上を図る）ため、医療費の一部を助成するに必要な事項を定めるものとする。

⑦独自利用事務の関連規範		田上町老人医療費助成に関する条例（昭和58年1月26日 条例第2号） 田上町老人医療費助成に関する条例施行規則（昭和58年1月26日 規則第2号）
--------------	--	--

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号	田上町老人医療費助成に関する条例第5条
事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	田上町老人医療費助成の受給者証の交付申請に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号1	田上町老人医療費助成に関する条例第3条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号12	田上町老人医療費助成に関する条例第3条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報3

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号13	田上町老人医療費助成に関する条例第3条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報4

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号14	田上町老人医療費助成に関する条例第3条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報5

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号15	田上町老人医療費助成に関する条例第3条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報6

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号16	田上町老人医療費助成に関する条例第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

利用特定個人情報7

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号17	田上町老人医療費助成に関する条例第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務2

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号	田上町老人医療費助成に関する条例施行規則第5条

事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	田上町老人医療費助成の受給者証の更新申請に係る事実についての審査に関する事務
-------	---	--

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号11	田上町老人医療費助成に関する条例第3条 田上町老人医療費助成に関する条例施行規則第5条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号12	田上町老人医療費助成に関する条例第3条 田上町老人医療費助成に関する条例施行規則第5条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報3

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号13	田上町老人医療費助成に関する条例第3条 田上町老人医療費助成に関する条例施行規則第5条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報4

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号14	田上町老人医療費助成に関する条例第3条 田上町老人医療費助成に関する条例施行規則第5条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報5

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号15	田上町老人医療費助成に関する条例第3条 田上町老人医療費助成に関する条例施行規則第5条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報6

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号2	田上町老人医療費助成に関する条例第3条 田上町老人医療費助成に関する条例施行規則第5条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

利用特定個人情報7

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号3	田上町老人医療費助成に関する条例第3条 田上町老人医療費助成に関する条例施行規則第5条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務3

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項2号	田上町老人医療費助成に関する条例第8条
事務の内容	児童福祉法第十九条の五第二項の医療費支給認定の変更の認定に関する事務	田上町老人医療費助成の受給資格変更の申請に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項2号1	田上町老人医療費助成に関する条例第8条 田上町老人医療費助成に関する条例施行規則第11条
-------	----------------------	---

②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項2号12	田上町老人医療費助成に関する条例第8条 田上町老人医療費助成に関する条例施行規則第11条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報3

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項2号13	田上町老人医療費助成に関する条例第8条 田上町老人医療費助成に関する条例施行規則第11条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報4

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項2号14	田上町老人医療費助成に関する条例第8条 田上町老人医療費助成に関する条例施行規則第11条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報5

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項2号15	田上町老人医療費助成に関する条例第8条 田上町老人医療費助成に関する条例施行規則第11条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報6

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項2号ニ	田上町老人医療費助成に関する条例第8条 第3条、 田上町老人医療費助成に関する条例施行規則第11条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

利用特定個人情報7

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項2号ホ	田上町老人医療費助成に関する条例第8条 田上町老人医療費助成に関する条例施行規則第11条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務4

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号	田上町老人医療費助成に関する条例第6条
事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	田上町老人医療費助成の限度額適用認定の申請に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号イ	田上町老人医療費助成に関する条例第6条 田上町老人医療費助成に関する条例施行規則第8条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号12	田上町老人医療費助成に関する条例第6条 田上町老人医療費助成に関する条例施行規則第8条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報3

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号13	田上町老人医療費助成に関する条例第6条 田上町老人医療費助成に関する条例施行規則第8条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報4

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号14	田上町老人医療費助成に関する条例第6条 田上町老人医療費助成に関する条例施行規則第8条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報5

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号15	田上町老人医療費助成に関する条例第6条 田上町老人医療費助成に関する条例施行規則第8条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報6

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号16	田上町老人医療費助成に関する条例第6条 田上町老人医療費助成に関する条例施行規則第8条、様式第8号
-------	-----------------------	--

②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供をを求める利用特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

利用特定個人情報7

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号ホ	田上町老人医療費助成に関する条例第6条 田上町老人医療費助成に関する条例施行規則第8条、様式第8号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供をを求める利用特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供をを求める利用特定個人情報等

事務5

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令134条 項26号	田上町老人医療費助成に関する条例第5条
事務の内容	介護保険法第六十条の介護予防サービス費等の額の特例の申請に係る事実についての審査に関する事務	田上町老人医療費助成の受給者証の交付申請に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令134条 項26号ハ	田上町老人医療費助成に関する条例第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供をを求める利用特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供をを求める利用特定個人情報等

事務6

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令134条 項26号	田上町老人医療費助成に関する条例施行規則第5条

事務の内容	介護保険法第六十条の介護予防サービス費等の額の特例の申請に係る事実についての審査に関する事務	田上町老人医療費助成の受給者証の更新申請に係る事実についての審査に関する事務
-------	--	--

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令134条 項26号ハ	田上町老人医療費助成に関する条例第3条 田上町老人医療費助成に関する条例施行規則第5条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務7

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令134条 項26号	田上町老人医療費助成に関する条例第8条
事務の内容	介護保険法第六十条の介護予防サービス費等の額の特例の申請に係る事実についての審査に関する事務	田上町老人医療費助成の受給資格変更の申請に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令134条 項26号ハ	田上町老人医療費助成に関する条例第8条、第3条 田上町老人医療費助成に関する条例施行規則第11条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務8

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令134条 項26号	田上町老人医療費助成に関する条例第6条
事務の内容	介護保険法第六十条の介護予防サービス費等の額の特例の申請に係る事実についての審査に関する事務	田上町老人医療費助成の限度額適用認定の申請に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令134条 項26号ハ	田上町老人医療費助成に関する条例第6条 田上町老人医療費助成に関する条例施行規則第8条、様式第8号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

※利用特定個人情報提供省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

備考	
----	--

届出情報

届出日	2024年10月11日
独自利用事務の対象者	老人
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2024年09月19日
保護評価の実施の有無	2:対象人数が1,000人未満であり、評価書実施の必要性なし
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	
委任関係	